

診断書（成年後見制度用）を作成される医師の方へ

宇都宮家庭裁判所

この度は、診断書の作成にご協力いただき、ありがとうございます。

家庭裁判所が後見開始の審判をするには、原則としてご本人の精神の状況について鑑定をする必要がありますが、明らかにその必要がないと認める場合には鑑定をしなくてもよいとされています（家事事件手続法119条1項）。家庭裁判所では、申立時に定型診断書の提出をお願いしており、提出された診断書の記載や親族等からの聴取内容等の資料を勘案して鑑定の要否を検討しています。

1 診断書等について

成年後見制度は、「精神上的障害」により判断能力が不十分な方を法律的に保護する制度ですから、診断名には、ご本人の判断能力に影響を与える「精神上的障害」を記載していただく必要があります。

なお、診断書作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、診断の参考資料としてぜひご利用ください。なお、「本人情報シート」の記載内容については、「本人情報シート」の作成者にお問い合わせください。

2 診断書付票について

診断書を作成していただいた診断対象のご本人について、鑑定が必要とされた場合、その鑑定をお引き受けいただけるかどうかについて、別紙の「診断書付票」にご回答くださるようお願いいたします。

※ 作成していただいた「診断書」及び「診断書付票」は、家庭裁判所に直接お送りいただくのではなく、作成を依頼した方にお渡してください。

裏面に続きます

3 鑑定手続について

鑑定は、必ずしも精神科医や精神保健指定医が行わなければならないわけではなく、通常は主治医又は診断書を作成した医師の方をお願いしています。

民事訴訟事件における鑑定とは異なり、原則として、家庭裁判所に証人等としておいでいただくことはありません。

なお、正式な鑑定の依頼は、裁判所から改めて書面（鑑定依頼書）を送付する方法により行います。ただし、診断書等から、ご本人の精神の状況について明らかに後見又は保佐開始相当と判断できる場合には、鑑定の依頼をしないこともあります。

4 診断書及び鑑定書の作成の手引について

診断書及び鑑定書の作成の手引を用意しております。

診断書記載のとおり「後見ポータルサイト」からダウンロードすることができますので、ぜひご利用ください。

※ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

宇都宮家庭裁判所家事書記官室後見係 TEL028-621-4858

宇都宮家庭裁判所真岡支部 TEL0285-82-2076（代）

宇都宮家庭裁判所大田原支部 TEL0287-22-2112（代）

宇都宮家庭裁判所栃木支部家事係 TEL0282-23-0568

宇都宮家庭裁判所足利支部家事係 TEL0284-41-3168